

交通違反の点数

○ 一般違反行為の点数

令和5年7月1日現在

交通違反の種類			点 数	酒気帯び点数		交通違反の種類	点 数	酒気帯び点数		交通違反の種類	点 数	酒気帯び点数		
				0.15以上 0.25未満	0.25以上			0.15以上 0.25未満	0.25以上			0.15以上 0.25未満	0.25以上	
無 免 許 運 転			25			急 ブ レ ー キ 禁 止 違 反	2	14	25	乗 合 自 動 車 発 進 妨 害	1	14	25	
酒気帯び0 . 2 5 以 上			25			法 定 横 断 等 禁 止 違 反	2	14	25	割 込 み 等	1	14	25	
運 転0 . 1 5 以 上 0 . 2 5 未 満			13			追 越 し 違 反	2	14	25	自 動 車 等 交 差 点 右 左 折 方 法 違 反	1	14	25	
過 労 運 転 等			25			路 面 電 車 後 方 不 停 止	2	14	25	交 差 点 右 左 折 等 合 図 車 妨 害	1	14	25	
妨害運転（交通の危険のおそれ）			25			踏 切 不 停 止 等	2	14	25	指 定 通 行 区 分 違 反	1	14	25	
共 同 危 険 行 為 等 禁 止 違 反			25			遮 断 踏 切 立 入 り	2	14	25	交 差 点 優 先 車 妨 害	1	14	25	
大 型 自 動 車 等 無 資 格 運 転			12	19	25	優 先 道 路 通 行 車 妨 害 等	2	14	25	緊 急 車 妨 害 等	1	14	25	
仮 免 許 運 転 違 反			12	19	25	交 差 点 安 全 進 行 義 務 違 反	2	14	25	交 差 点 等 進 入 禁 止 違 反	1	14	25	
速度超過	5 0 km 以 上		12	19	25	横 断 歩 行 者 等 妨 害 等	2	14	25	無 灯 火	1	14	25	
	30km 以 上 50km 未 満		6	16	25	徐 行 場 所 違 反	2	14	25	減 光 等 義 務 違 反	1	14	25	
	高速道路等	40km以上50km未満	6	16	25	指 定 場 所 一 時 不 停 止 等	2	14	25	合 図 不 履 行	1	14	25	
		30km以上40km未満	3	15	25	整備不良	制 動 装 置 等	2	14	25	合 図 制 限 違 反	1	14	25
	25km 以 上 30km 未 満		3	15	25	尾 灯 等	1	14	25	警 音 器 吹 鳴 義 務 違 反	1	14	25	
	20km 以 上 25km 未 満		2	14	25	作 動 状 態 記 録 装 置 不 備	2	14	25	乗 車 積 載 方 法 違 反	1	14	25	
積 載 物 重量制限 超	2 0 km 未 満		1	14	25	安 全 運 転 義 務 違 反	2	14	25	定 員 外 乗 車	1	14	25	
	10割以上	大 型 等	6	16	25	幼 児 等 通 行 妨 害	2	14	25	積 載 物 大 き さ 制 限 超 過	1	14	25	
		普 通 等	3	15	25	安 全 地 帯 徐 行 違 反	2	14	25	積 載 方 法 制 限 超 過	1	14	25	
	5割以上	大 型 等	3	15	25	騒 音 運 転 等	2	14	25	制 限 外 許 可 条 件 違 反	1	14	25	
	10割未満	普 通 等	2	14	25	携帯電話交通の危険	6	16	25	牽 引 違 反	1	14	25	
	5割未満	大 型 等	2	14	25	使用等保	持	3	15	25	原 付 牽 引 違 反	1	14	25
	普 通 等	1	14	25	消 音 器 不 備	2	14	25	転 落 等 防 止 措 置 義 務 違 反	1	14	25		
無 車 検 運 行			6	16	25	高 速 自 動 車 国 道 等 措 置 命 令 違 反	2	14	25	転 落 積 載 物 等 危 険 防 止 措 置 義 務 違 反	1	14	25	
無 保 険 運 行			6	16	25	本 線 車 道 横 断 等 禁 止 違 反	2	14	25	安 全 不 確 認 ド ア 開 放 等	1	14	25	
放置駐車 違 反	駐 停 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等 以 外)		3			高 速 自 動 車 国 道 等 運 転 者 遵 守 事 項 違 反	2	14	25	停 止 措 置 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 停 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等)		3			免 許 条 件 違 反	2	14	25	初 心 運 転 者 等 保 護 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等 以 外)		2			番 号 標 表 示 義 務 違 反	2	14	25	座 席 ベ ル ト 装 着 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等)		2			大 型 自 動 二 輪 車 等 乗 車 方 法 違 反	2	14	25	幼 児 用 補 助 装 置 使 用 義 務 違 反	1	14	25	
駐 停 車 違 反	駐 停 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等 以 外)		2	14	25	自 動 運 行 装 置 使 用 条 件 違 反	2	14	25	乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト 着 用 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 停 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等)		2	14	25	混 雑 緩 和 措 置 命 令 違 反	1	14	25	初 心 運 転 者 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等 以 外)		1	14	25	通 行 許 可 条 件 違 反	1	14	25	聴 覚 障 害 者 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14	25	
	駐 禁 等 (高 齢 者 等 専 用 場 所 等)		1	14	25	通 行 帯 違 反	1	14	25	最 低 速 度 違 反	1	14	25	
保管場所 法 違 反	道 路 使 用		3			路 線 バ ス 等 優 先 通 行 帯 違 反	1	14	25	本 線 車 道 通 行 車 妨 害	1	14	25	
	長 時 間 駐 車		2			軌 道 敷 内 違 反	1	14	25	本 線 車 道 緊 急 車 妨 害	1	14	25	
警 察 官 現 場 指 示 違 反			2	14	25	道 路 外 出 右 左 折 方 法 違 反	1	14	25	本 線 車 道 出 入 方 法 違 反	1	14	25	
警 察 官 通 行 禁 止 制 限 違 反			2	14	25	道 路 外 出 右 左 折 合 図 車 妨 害	1	14	25	牽 引 自 動 車 本 線 車 道 通 行 帯 違 反	1	14	25	
信号無視	赤 色 等		2	14	25	指 定 横 断 等 禁 止 違 反	1	14	25	故 障 車 両 表 示 義 務 違 反	1	14	25	
	点 滅		2	14	25	車 間 距 離 不 保 持	1	14	25	仮 免 許 練 習 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14	25	
通 行 禁 止 違 反			2	14	25	高 速 自 動 車 国 道 等 車 間 距 離 不 保 持	2	14	25	環 状 交 差 点 左 折 等 方 法 違 反	1	14	25	
歩 行 者 用 道 路 徐 行 違 反			2	14	25	進 路 変 更 禁 止 違 反	1	14	25	環 状 交 差 点 通 行 車 妨 害 等	2	14	25	
通 行 区 分 違 反			2	14	25	追 い 付 か れ た 車 両 の 義 務 違 反	1	14	25	環 状 交 差 点 安 全 進 行 義 務 違 反	2	14	25	
歩 行 者 側 方 安 全 間 隔 不 保 持 等			2	14	25									

○ 特定違反行為(悪質・危険な運転)の点数

特 定 違 反 行 為 の 種 別		点数
運転殺人等又は危険運転致死		62
運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷(治療期間3月以上又は後遺障害)		55
運転傷害等(治療期間30日以上)又は危険運転致傷(治療期間30日以上)		51
運転傷害等(治療期間15日以上)又は危険運転致傷(治療期間15日以上)		48
運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊)又は危険運転致傷(治療期間15日未満)		45
酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転(著しい交通の危険)又は救護義務違反		35

○ 特定違反行為(悪質・危険な運転)をしたことを理由に行政処分がなされた場合

過去3年以内の前歴回数	処 分 基 準 点 数								
	免許の取消し(免許を受けることができない期間)								
	期間	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
0 回	取消歴保有者			35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点以上
	その他の者	35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点～69点	70点以上
1 回	取消歴保有者				35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点以上
	その他の者		35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点以上
2 回	取消歴保有者					35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点以上
	その他の者			35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点以上
3回以上	取消歴保有者						35点～39点	40点～44点	45点以上
	その他の者				35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点以上

○ 一般違反行為をしたことを理由に行政処分がなされた場合

過去3年以内の前歴回数	処 分 基 準 点 数						
	免許の停止	免許の取消し(免許を受けることができない期間)					
		期間	1年	2年	3年	4年	5年
0 回	6点～14点	取消歴保有者			15点～24点	25点～34点	35点以上
		その他の者	15点～24点	25点～34点	35点～39点	40点～44点	45点以上
1 回	4点～ 9点	取消歴保有者			10点～19点	20点～29点	30点以上
		その他の者	10点～19点	20点～29点	30点～34点	35点～39点	40点以上
2 回	2点～ 4点	取消歴保有者			5点～14点	15点～24点	25点以上
		その他の者	5点～14点	15点～24点	25点～29点	30点～34点	35点以上
3回以上	2点～ 3点	取消歴保有者			4点～ 9点	10点～19点	20点以上
		その他の者	4点～9点	10点～19点	20点～24点	25点～29点	30点以上

交通事故などにつける点数

死亡事故	専ら行為者の不注意による場合		20点
	そ の 他 の 場 合		13点
重傷事故	治療期間3月以上 又は後遺障害あり	専ら行為者の不注意による場合	13点
		そ の 他 の 場 合	9点
	治療期間30日以上 3月未満	専ら行為者の不注意による場合	9点
		そ の 他 の 場 合	6点
軽傷事故	治療期間15日以上 30日未満	専ら行為者の不注意による場合	6点
		そ の 他 の 場 合	4点
	治療期間15日未満	専ら行為者の不注意による場合	3点
		そ の 他 の 場 合	2点
建造物 損壊事故	専ら行為者の不注意による場合		3点
	そ の 他 の 場 合		2点
あ て 逃 げ (物 損 事 故)			5点

- 交通事故のときは、違反の点数と事故の点数をあわせた点数によって処分されます。
- 免許の停止期間を除く1年間の免許期間中、無事故・無違反のときは、以前の点数は加算されず処分の対象になりません。
- 取消歴保有者とは、過去に免許の取消し・拒否・事後取消し又は6月を超える運転禁止を受けたことがある者が、欠格期間内又はこれに引き続く5年以内に違反行為をし、取消しになる場合をいう。
- 免許の停止期間を除く2年の免許期間中、無事故・無違反者は軽微な違反(1点、2点又は3点)をした場合、その後の3ヵ月無事故・無違反であれば、その軽微な違反は加算されません。
- 前歴0回で軽微な違反(1点、2点又は3点)の累積により6点に達し違反者講習を受講した場合には前歴とならず、また、講習の理由となった点数はその後の違反点数に加算されません。
- 停止処分・保留処分のほかに取消し処分・拒否処分を受けたことも「前歴」となります。